

# 屋根の雪下ろしにかかる費用の一部を助成します

(屋根の雪下ろしが必要となった際、作業施行前にご相談ください。)

本市では、人口の減少、高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加している。自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、居住する家屋の屋根の雪下ろしに要する費用を助成し、冬季間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図ることを目的とする。

## 1. 高齢者等雪下ろし支援事業(雪下ろしが困難な高齢者世帯への支援)

<目的> 自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、費用の助成を行うことを目的とする。

対象経費	自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者が、居住する家屋の屋根の雪下ろしを市内の業者（市内に本支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者）へ委託した場合の費用を助成する。支援の対象となる雪下ろしの回数は、実施期間当たり1回とする。 (下ろした雪の除排雪費用は含みません。) 申請は、年1回限り、3万円を限度とする。 (3万円に満たない場合は、実際の支払額とする。ただし、当該金額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)
実施期間	12月から翌年の3月末日までに雪下ろしを実施した場合
補助対象の要件	<b>・支援対象者</b> 大館市内に住民登録をし、自力で雪下ろしをすることが困難な世帯で、 <u>下記の要件をすべて満たすもの。</u> (1) 75歳以上の高齢者だけで一戸建ての持ち家住宅に居住していること と (2) 当該年度の市民税が非課税世帯であること (3) 本人及び同一の世帯に、身体障害者手帳1級から3級を所持している又は要介護4, 5に認定された者がいること (4) 本市の市税を滞納していないこと  <b>・次のいずれかに該当する場合は、支援の対象外とする</b> (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (2) 別居の親族から援助を受けられる場合
施行時期	平成27年12月10日
申請及びお問い合わせ	大館市福祉部 長寿課 高齢者福祉係 TEL 0186-43-7056